

## 第1 労働保険・社会保険

### 〔1〕 通常会費（月額）

人数	1～9人	10～19人	20～29人	30～49人	50～69人	70～99人	100～149人
労働保険	5,000円	8,000円	10,000円	12,000円	16,000円	20,000円	26,000円
社会保険	5,000円	12,000円	15,000円	18,000円	24,000円	30,000円	39,000円
人数	150～199人	200～249人	250～299人	300～349人	350～399人	400人以上	
労働保険	32,000円	38,000円	44,000円	50,000円	60,000円	50人毎に10,000円を加算	
社会保険	48,000円	57,000円	66,000円	75,000円	90,000円	50人毎に15,000円を加算	

1. 労働保険とは労災保険・雇用保険の事務のことを指します。上記の金額の算出方法は雇用保険の被保険者数で算出しています。ただし、労災保険のみの場合は一事業場につき1,500円といたします。

上記の金額に以下の業務は含まれておりません。

- ① 雇用保険給付関係（一人一件あたり4,000円）
- ② 雇用2事業の書類作成提出業務
- ③ 労災保険給付関係の書類作成提出業務

2. 社会保険とは健康保険・厚生年金保険を指します。上記の金額の算出方法は被保険者数で算出しています。

ただし、厚生年金のみ、または健康保険のみ委託の場合は上記の金額の50%相当額といたします。

上記の金額に以下の業務は含まれておりません。

- ① 厚生年金保険給付関係の作成提出業務
- ② 新規適用届の作成提出業務

3. 労災の海外派遣特別加入が成立している事業場については下記を請求いたします。

人数※	1～9人	10～19人	20～29人	30～49人	50～69人	70～99人
事務手数料（年額）	18,000円	28,800円	36,000円	43,200円	57,600円	72,000円

※算出方法は概算保険料算定対象予定人数としております。

### 〔2〕 特別会費

1. 〔1〕の1の①②③、2の①②について業務を行った場合は別途費用を申し受けます。
2. 合併・会社清算に伴う諸費用は、発生する業務の量により別途お見積りいたします。

### 〔3〕 入会金

入会金は入会時に月額相当分を別途請求いたします。

## 第2 給与計算（月額）

### 〔1〕 給与計算

給与計算の金額の算定方法は給与計算を行う人数で算出いたします。金額は10人までを12,000円とし、11人以上の場合は12,000円に1人当たり600円を加算した金額といたします。

（例）100名の場合 12,000円 + 90名 × 600円 = 66,000円

### 〔2〕 賞与計算・年末調整計算

賞与計算・年末調整計算の金額は1回につき上記の金額相当額といたします。

### 〔3〕 初回マスター

新規に給与計算を委託する場合は以下の金額を委託時に別途請求いたします。

事業所マスター作成；10,000円、支給明細書Web配信サーバ設定；30,000円、個人マスター作成；一人あたり600円

## 第3 その他

1. 業務を処理するのに相当な時間を要する場合は協議の上、別途請求いたします。
2. 労働基準法関係・就業規則及び労務管理等に関する相談業務は別途請求いたします。
3. 事務手数料の納入時期は労働保険料と同じ時期（年3回）とし、支払方法は振込といたします。
4. 事務手数料の消費税は別途請求いたします。